

○産業廃棄物の準多量排出事業者に関する報告等に係る条例・規則対照

条例	規則
<p>(産業廃棄物準多量排出事業者の義務等)</p> <p>第 10 条の 2 その事業活動に伴って生じた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物（法第 2 条第 5 項の特別管理産業廃棄物をいう。第 21 条の 4 第 1 項第 2 号において同じ。）を除く。以下この項及び第 11 条の 2 において同じ。）の前年度の発生量が 500 トン以上である事業場を設置している事業者（法第 12 条第 9 項の多量排出事業者を除く。次項において「産業廃棄物準多量排出事業者」という。）は、規則で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の計画に関し産業廃棄物の減量の推進及び適正な処理のため必要があると認めるときは、当該計画を提出した産業廃棄物準多量排出事業者に対し、期限を定めて、その変更を指示することができる。</p> <p>3 産業廃棄物準多量排出事業者は、第 1 項の計画の実施の状況について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。</p> <p>4 市長は、第 1 項の計画及び前項の実施の状況について、規則で定めるところにより、公表するものとする。（平成 19 年条例 85・一部改正）</p>	<p>(準多量排出事業者の産業廃棄物処理計画)</p> <p>第 9 条の 4 条例第 10 条の 2 第 1 項の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該事業場において現に行っている事業の概要を記載すること。</p> <p>(2) 次に掲げる事項を定めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 計画期間 イ 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 ウ 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 エ 産業廃棄物の分別に関する事項 オ 産業廃棄物の再生利用に関する事項 カ 産業廃棄物の処理に関する事項 <p>(3) 盛岡市産業廃棄物処理計画書を添付すること。</p> <p>(4) 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。</p> <p>(産業廃棄物処理計画の実施の状況の報告)</p> <p>第 9 条の 5 条例第 10 条の 2 第 3 項の規定による報告は、翌年度の 6 月 30 日までに盛岡市産業廃棄物処理計画実施状況報告書を市長に提出することにより行うものとする。</p> <p>(産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画の実施の状況の報告の公表)</p> <p>第 9 条の 6 条例第 10 条の 2 第 4 項の規定による公表は、同条第 1 項の計画及び同条第 3 項の規定による報告の内容を 1 年間公衆の縦覧に供することにより行うものとする。</p>